

議案第 25 号

市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例の一部改正について

市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 9 月 3 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例の一部を改正する条例

市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例（平成 12 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「創業等関連保証及び」を削る。

第 2 条第 1 号中「中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項に規定する創業者並びに」を削り、「平成 25 年法律第 98 号」の次に「。次号及び第 4 号において「法」という。」を加え、「第 2 条第 2 4 項第 1 号」を「第 2 条第 2 9 項第 1 号」に改め、同条第 2 号中「産業競争力強化法第 2 条第 1 7 項」を「法第 2 条第 2 2 項」に、「同条第 2 4 項第 2 号」を「同条第 2 9 項第 2 号」に改め、同条第 3 号中「又は創業者により新たに設立される会社」を削り、同条第 4 号を削り、同条第 5 号中「産業競争力強化法」を「法」に改め、同号を同条第 4 号とする。

第 3 条第 2 項中「創業者」の次に「又は新規中小企業者」を加え、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、千葉県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の審査において連帯保証人を付す必要がないと判断された者にあつては、第4号に掲げる要件を備えることを要しない。

第3条第2項第2号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たす」を「25歳以上である」に改め、同号ア及びイを削り、同項第4号を削り、同項に次の2号を加える。

(4) 連帯保証人を付すことができること。

(5) 保証協会の創業関連保証を受けることができること。

第3条第3項を削る。

第7条第1項第1号中「第3条第2項第2号アに規定する自己資金の額（その額が1,000万円を超えるときは、1,000万円）に1,000万円を加算した額」を「2,000万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例の規定は、この条例の施行の日以後に融資の申請をする同条例第2条第3号に規定するベンチャービジネス等支援資金について適用し、同日前に融資の申請のあった改正前の市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例第2条第3号に規定するベンチャービジネス等支援資金については、なお従前の例による。

理 由

産業競争力強化法及び中小企業等経営強化法の改正により創業等関連保証が創業関連保証に統合されることに伴い条文の整備を行うとともに、ベンチャービジネス等支援資金に係る融資対象者の要件等を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。